

ファッションフェスタ2024実行委員会会則

(目的)

第1条 この会則は、ファッションフェスタ2024実行委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置されたファッションフェスタ2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(定足数)

第2条 実行委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(代理出席)

第3条 委員が出席できない場合は、あらかじめ通知された議事について、委任状（様式）により代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。

(議決事項)

第4条 実行委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) その他実行委員会の運営に関する重要な事項に関すること

2 議決事項は、出席した委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(経費)

第5条 実行委員会の運営に必要な経費は、東京都負担金、その他の収入をもって充てる。

(謝金及び旅費)

第6条 実行委員会の会議開催においては、出席した委員（代理出席を含む。）に対して、謝金及び旅費は支払わないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合に限り、東京都の規定に準じて支払うことができる。

(残余財産)

第7条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、東京都の負担金の残余として東京都に還付する。

(守秘義務)

第8条 ファッションフェスタ2024の実施及び実行委員会の活動において情報を知り得た者

は、任期中及び任期後において、その情報を委員長の許可なく、第三者に開示もしくは漏洩、または実行委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

(補 則)

第9条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は令和6年7月30日から施行する。

委任状

(代理人)

団体名 _____

職・氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任日（期間）

2 委任事項

以上

年 月 日

(委任者)

団体名 _____

職・氏名 _____